

# 品川区土地開発公社運営費の負担に関する要綱

制定 昭和 63 年 11 月 要綱第 4 3 号

改正 平成元年 10 月 要綱第 5 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、品川区土地開発公社（以下「公社」という。）が品川区（以下「区」という。）の依頼に基づき公共用地、公用地等を取得するための事務費その他の運営費を負担することについて必要な事項を定めるものとする。

(負担の範囲)

第 2 条 区は、公社の申請に基づき、次の各号に定める運営費を予算の範囲内において負担する。

- (1) 事務費等経常的な運営費
- (2) その他品川区長（以下「区長」という。）が必要と認める経費

(負担金の交付申請)

第 3 条 公社は、前条の規定により区が負担する運営費（以下「負担金」という。）の交付申請をするときは、事業計画書、予算書等申請の根拠となるものを提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第 4 条 区長は、負担金の交付を決定したときは、品川区土地開発公社運営費負担金交付決定通知書により公社に通知するものとする。

(負担金の交付)

第 5 条 区長は、公社の請求に基づき、負担金を交付するものとする。

- 2 公社は、当該年度終了後、速やかに事業報告書および決算書を区長に提出しなければならない。

(負担金の返還)

第 6 条 区長は、公社が解散または事業を中止したときは、公社に対し、負担金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(様式)

第 7 条 この要綱の施行について必要な様式は、別記のとおりとする。

付 則

この要綱は、昭和 6 3 年 1 1 月 4 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年 1 0 月 1 1 日から施行する。